

2 平成30年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書(納付書)」を送付し、お知らせします。



●保険料納付について

●納付書または口座振替で納付する場合(普通徴収)

今回決定した年間保険料額から5月の暫定保険料額を差し引いた額を7月～翌年3月の5期(弥富市の納期は奇数月)で納付することになります。

●年金からの天引きで納付する場合(特別徴収)

10月～翌年2月の年金が本徴収です。10月以降の保険料額は、今回決定した年間保険料額から4月・6月・8月分の仮徴収額を差し引いた額となります。

年度途中で被保険者となった方や保険料額に変更が生じた場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。

3 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市民税が非課税世帯の被保険者の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を医療機関の窓口で提示することで、窓口での自己負担額や入院時の食事代が減額されます。対象になると思われる方は市役所保険年金課へ申請してください。

▼対象 平成30年度市民税が非課税世帯の方

※世帯員の中に前年所得の確認ができない方(申告をされてない方)がいる場合は、その方の住民税申告が必要です。

▼申請に必要なもの

保険証・認印(シャチハタ除く)・写真付きの身分証明書
マイナンバーカードまたは個人番号通知書

既に認定証の交付を受けている方で平成30年度市民税非課税世帯の方には、新しい有効期限(平成31年7月31日)の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月下旬に送付します。更新の手続きは必要ありません。

4 後期高齢者健康診査を受けましょう

市内に住所を有している後期高齢者医療保険の加入者に、生活習慣病を早期発見し、重症化の予防を図るために健康診査を実施しています。

詳しくは5月下旬に送付された後期高齢者健康診査の手引きをご覧ください。

▼今年度実施期間

6月1日(金)～9月29日(土)



☎市役所保険年金課(内線 125・126)

TOPICS

後期高齢者医療制度のお知らせ

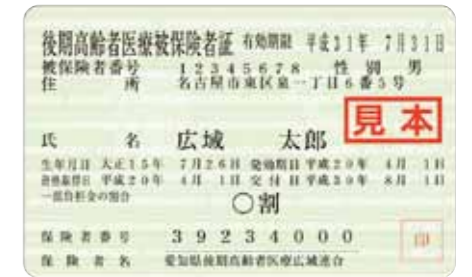
1 8月から保険証が変わります

●後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日(火)です。

8月1日(水)から使用していただく保険証は、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。新しい保険証の色は若草色です。

簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに「不在通知書」が入りますので、郵便支店へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。郵便支店での留置期間(不在通知書に記載されている期間)を過ぎると保険証は市役所に返還されます。その場合は、市役所保険年金課の窓口でお渡ししますので、ご本人が現在お持ちの保険証、認印(シャチハタ除く)、写真付きの身分証明書を持ってお越しください。



●郵送ではなく市役所での受け取りをご希望される場合

電話などで事前にお申し出ください。

▼申出期間 7月2日(月)～10日(火)(土・日曜日を除く)

▼受取期間 7月10日(火)～31日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

▼受取場所 市役所保険年金課(十四山支所ではお取り扱いできません。)

▼持ち物 現在お持ちの保険証、認印、写真付きの身分証明書

※本人以外の方が受け取りに来られる場合は、お申し出の際にあらかじめご相談ください。

●住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

送付先変更の申請が必要です。認印と写真付きの身分証明書を持って7月6日(金)までに市役所保険年金課または十四山支所地域福祉グループへお越しください。

すでに『送付先変更申請書』を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません。

また、保険証は郵便支店への転送届では転送されません。

●保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。

8月1日(水)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

現在使用しているオレンジ色の保険証は、8月以降にご自分で破棄していただくか、市役所保険年金課または十四山支所地域福祉グループへ返却してください。

●基準収入額適用申請

負担割合(1割または3割)は前年所得に応じて毎年決定しています。保険証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。負担割合が3割と判定された方でも、前年の収入によっては、申請をすることで負担割合が1割に変わる場合がありますので、該当と思われる方は申請をしてください。

申請により3割→1割となる方

①同一世帯に被保険者が1人の場合、その収入額が383万円未満

②同一世帯に被保険者が2人以上の場合、その収入額の合計が520万円未満

③同一世帯に被保険者が1人で世帯内に高齢受給者(他の医療保険に加入している70歳～74歳の方)がいる場合、その収入額の合計が520万円未満